

日本パラサイクリング連盟選手指定基準

2023年1月7日

当連盟指定選手は、以下の基準を基に本連盟強化部会および育成部会において選考し、決定する。

強化選手・育成選手共通基準

下記基準を満たす者を強化指定選考対象とする。

- 本連盟および(公財)日本自転車競技連盟(以下 JCF)に登録する日本国籍の者。
- 日本代表としてふさわしい言動・態度を備えている者。
- 強化の方針・指示に従う事を承諾した者。
- アンチドーピング規定を遵守する者。
- 本連盟強化部会指定のクラス分け認定員の判定を受け、国際自転車競技連合(以下 UCI) 競技規則のクラス分け基準に適合していると見なされた者。

指定基準

共通基準を満たす者のうち、本連盟、JCF および JCF 加盟団体主催、かつ JCF 競技規則に則って開催された大会の成績、および UCI 登録大会の成績に基づき、下記基準を満たす者について選考する。

- 強化 A:パラリンピック、世界選手権、ワールドカップにおいて、メダル獲得もしくは入賞が見込まれる選手。
- 強化 B:地域大会(アジアパラ大会、アジアパラ選手権、その他 C1 登録大会)において、メダル獲得もしくは入賞が見込まれる選手。
- 育成:15-25 歳の選手、及び 26 歳以上で将来強化 B 指定が見込まれる選手で、本連盟強化部会が認めた選手。JPCF に競技者登録してから 8 年以内、国内大会に初出場してから 8 年以内の選手を対象とする。また、育成選手は選出されてから、4 年を任期とする。
- タンデムのパイロットに関しては別途検討を行う。

※強化指定選手は大会結果、記録を基に適宜検討、変更を行う。

強化指定解除

以下の選手は強化指定を解除する。

- 競技能力が十分でないと見なされる者。
- 競技活動を辞めた者。
- アンチドーピング規定に従わない者。
- 強化の方針・指示に従わない等、チーム行動に不適格と見なされる者。
- 代表として不適格な言動・態度が認められる者。